

令和8年度熊本市国民健康保険会計予算

令和8年度熊本市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,261,120千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
10 国民健康保険料		11,600,841
	10 国民健康保険料	11,600,841
15 国民健康保険税		2,514
	10 国民健康保険税	2,514
20 使用料及び手数料		1
	10 手 数 料	1
35 県支出金		53,706,762
	20 県補助金	53,706,762
60 繰入金		7,826,296
	10 一般会計繰入金	7,826,296
80 諸収入		124,706
	10 延滞金加算金及び過料	4,500
	20 預金利子	1
	30 雑 入	120,205
歳 入 合 計		73,261,120

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金 額
10 総務費		1,524,940
	10 総務管理費	1,193,385
	20 徴収費	312,100
	30 国民健康保険団体連合会負担金	18,989
	40 運営協議会費	466
20 保険給付費		52,652,000
	10 療養諸費	45,293,000
	20 高額療養費	7,142,000
	30 出産育児諸費	200,000
	40 葬祭諸費	17,000
22 国民健康保険事業費納付金		18,582,980
	10 医療給付費分	12,234,946
	20 後期高齢者支援金等分	4,395,607
	30 介護納付金分	1,583,757
	40 子ども・子育て支援納付金分	368,670
50 保健事業費		390,700
	10 保健事業費	80,700
	20 特定健康診査等事業費	310,000
60 諸支出金		60,500
	10 償還金及び還付加算金	60,500
70 予備費		50,000
	10 予備費	50,000
歳 出 合 計		73,261,120

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
エルタックス導入に伴う保険料系システム改修業務委託	令和8年度～令和9年度	17,555
国民健康保険料等収納及びコールセンター運営等業務委託	令和9年度～令和11年度	411,302
国民健康保険特定健診等実施率向上対策業務委託	令和9年度～令和10年度	32,720